



“We stand by you”のせいでん

2011年 索道安全報告書



2011年9月
能勢電鉄株式会社

目次	・・・・・・・・・・	1
ごあいさつ	・・・・・・・・・・	2
1. 安全の基本的な方針と安全目標		
1-1 安全の基本的な方針	・・・・・・・・・・	3
1-2 2011年度安全目標	・・・・・・・・・・	4
1-3 2011年度安全方針	・・・・・・・・・・	4
2. 安全管理体制		
2-1 安全管理体制	・・・・・・・・・・	5
2-2 安全管理推進委員会	・・・・・・・・・・	6
2-3 安全管理規程、安全管理推進委員会規程	・・・・・・・・・・	6
2-4 2010年度の安全管理に係る主な活動	・・・・・・・・・・	6
3. 安全重点施策の内容		
3-1 「安全最優先」意識の定着	・・・・・・・・・・	7
3-2 迅速な情報伝達と共有化の徹底、および双方向コミュニケーションの実践	・・・・・・・・・・	8
3-3 安全性向上施策の実践	・・・・・・・・・・	10
3-4 人材育成および技術継承の推進	・・・・・・・・・・	12
4. 事故等の発生状況		
4-1 索道運転事故	・・・・・・・・・・	12
4-2 インシデント	・・・・・・・・・・	12
4-3 行政指導等	・・・・・・・・・・	12
5. お客様へのお知らせ	・・・・・・・・・・	12
6. 安全報告書等に対するご意見について	・・・・・・・・・・	13

ごあいさつ

3月11日に発生した東日本大震災によりお亡くなりになられた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被害に遭われました方々に心からお見舞い申し上げます。被災地の一日も早い復興をお祈りいたします。

平素は当社索道事業に対しましてご理解とご協力をたまり誠ありがとうございます。

当社を取り巻く事業環境は、沿線人口構成の少子・高齢化の進行、道路交通との競合など極めて厳しいものがありますが、輸送の安全確保を最も重要な使命と認識し、役員・社員全員が一丸となって安全輸送の確保に努めております。安全管理規程に定めた安全方針「安全最優先の職場風土の確立」に基づいて安全管理体制を構築し、安全に対する投資や社員教育など積極的な取り組みをおこなっております。

2010年度の安全施策については、ハード面では巻上げモーターの絶縁更新工事や案内放送装置の更新工事をおこない、ソフト面ではヒューマンエラーの防止と異常時対応能力の強化のためイメージトレーニング教育や索道重大事故発生時の対応訓練を実施いたしました。このような取り組みにより、初めて当社索道線をご利用になる観光目的のお客様にも、安全に安心してご利用いただけるように努めております。

今後は、過去の事故事例の検証・考察、世代交代にともなう技術伝承、新技術の導入など、安全確保のための取り組みを多面的に進めるとともに、PDCAサイクル(計画、実行、評価、改善のサイクル)を活用し、安全管理体制の維持・改善に向けてスパイラルアップを図ってまいります。

この安全報告書は鉄道事業法第19条の4並びに当社の安全管理規程に基づき、2010年度の輸送の安全確保のための取り組みや、安全の状況についてまとめたものです。

今後もお客様のご期待に沿えるよう、全社を挙げて輸送の安全確保に取り組んでまいります。

能勢電鉄株式会社
代表取締役社長

岸本和也



1. 安全の基本的な方針と安全目標

1-1 安全の基本的な方針

鉄道事業法の規定に基づき設定した安全管理規程において「安全に関する基本的な方針」を定め、社長以下関係役職員に対して「輸送の安全の確保に係る行動規範」として周知・徹底いたしております。

輸送の安全の確保に係る行動規範

- ① 協力一致して事故の防止に努め、旅客及び公衆に傷害を与えないように最善を尽くさなければならない。
- ② 輸送の安全に関する法令及び関連する規程をよく理解するとともにこれを遵守し、厳正、忠実に職務を、遂行しなければならない。
- ③ 常に輸送の安全に関する状況を理解するよう努めなければならない。
- ④ 作業にあたり、必要な確認を励行し、憶測による取扱いをしてはならない。また、その取扱いに疑いのあるときは、最も安全と思われる取扱いをしなければならない。
- ⑤ 事故が発生した場合、その状況を冷静に判断してすみやかに安全適切な処置をとり、特に人命に危険が生じたときには、全力を尽くしその救助に努めなければならない。
- ⑥ 作業にあたっては、関係者との連絡を緊密にして打合せを正確に行い、互いに協力しなければならない。
- ⑦ 常に問題意識を持ち、安全管理規程及び安全管理体制等、輸送の安全に係る業務上の改善を行わなければならない。

■ 1-2 2011年度 安全目標

『運転無事故の継続』

当社におきましては、1960(昭和35)年の開業以来51年間にわたり「有責事故ゼロ」を継続しており、責任事故が皆無であり運転保安業務に優秀な成績をあげたことにより、近畿運輸局長より「連続8期運転無事故表彰」を受けました。

2011年度も引き続き、社長以下全役職員が『運転無事故の継続』に向け取り組んでおります。

■ 1-3 2011年度 安全方針

『安全最優先の職場風土の確立』

◎安全重点施策

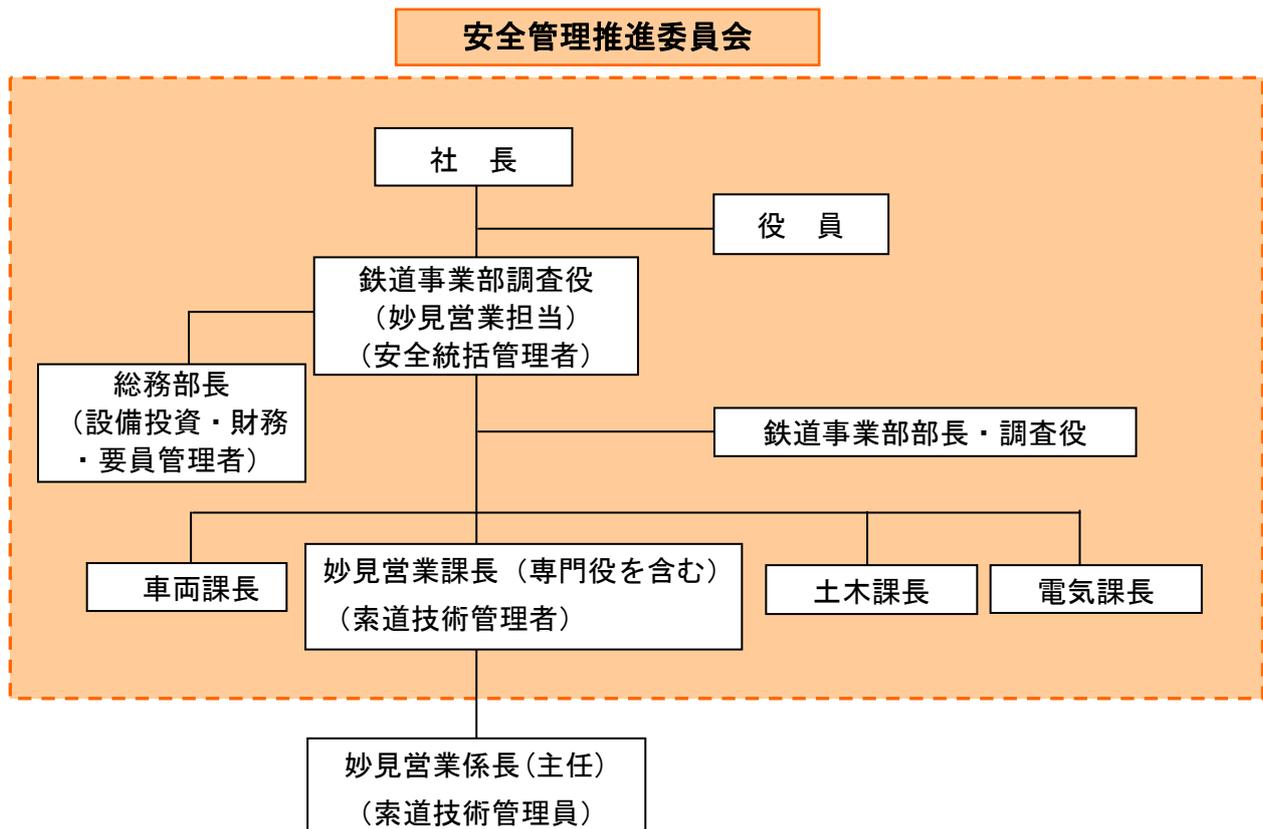
- ① 「安全最優先」意識の定着
- ② 迅速な情報伝達と共有化の徹底、
および双方向コミュニケーションの実践
- ③ 安全性向上施策の実践
- ④ 人材育成、及び技術継承の推進

2. 安全管理体制

2006年10月1日付けで「安全管理規程」を制定し、社長をトップとする「安全管理推進委員会」を発足させました。

■ 2-1 安全管理体制

(1) 安全管理体制概要図



(2) 各管理者等の役割

役職名	役割
社長	輸送の安全の確保に関する最終的な責任を負う。
安全統括管理者	輸送の安全の確保に関する業務を統括する。
索道技術管理者	安全統括管理者の指揮の下、索道の運行の管理、索道施設の保守管理その他、技術上の事項に関する業務を統括管理する。
索道技術管理員	索道技術管理者の指揮の下、索道技術管理者の行う業務を補助する。
設備投資・財務・要員管理者	輸送の安全の確保に必要な設備投資、財務、要員に関する事項を統括する。

■ 2-2 安全管理推進委員会

安全管理推進委員会は、「安全管理規程」に定めるとおり、輸送の安全を確保するため、輸送業務の実施および管理の方法を確認し、事故の再発防止対策等安全性の向上を図る施策を推進することを目的として設置しています。

安全管理推進委員会は、社長を委員長として常勤の役員、安全管理に係る各管理者及び輸送の安全に係る管理職で組織し、毎月1回定期的に開催しています。

■ 2-3 安全管理規程、安全管理推進委員会規程

安全管理規程は、鉄道事業法の規定に基づき、安全管理体制を確立し、輸送の安全水準の維持及び向上を図ることを目的として、輸送の安全を確保するために遵守すべき事業の運営の方針、事業の実施及び管理の体制・方法を定めています。

また、安全管理推進委員会規程は、同委員会の構成員・審議事項・報告すべき事項など責務や運営方法等を定めています。

■ 2-4 2010年度の安全管理に係る主な活動

実施月		活動内容
毎月（1回）		安全管理推進委員会の開催
毎月（1回程度）		安全統括管理者の現場巡視
2010年	4月	社長の現場巡視（春の全国交通安全運動）
	6月	フォローアップ監査
	7月	鋼索技術研修会
	7月	社長の現場巡視（安全運転推進運動）
	9月	2010年安全報告書の公表
	9月	社長の現場巡視（秋の全国交通安全運動）
	11月	鉄道安全監査（内部監査：現業部門）
	12月	鋼索技術研修会
	12月	社長の現場巡視（年末年始輸送安全総点検）
2011年	2月	内部監査（社長、安全統括管理者、総務部長）
	3月	索道線重大事故発生時対応訓練
	3月	2011年度安全計画策定

3. 安全重点施策の内容

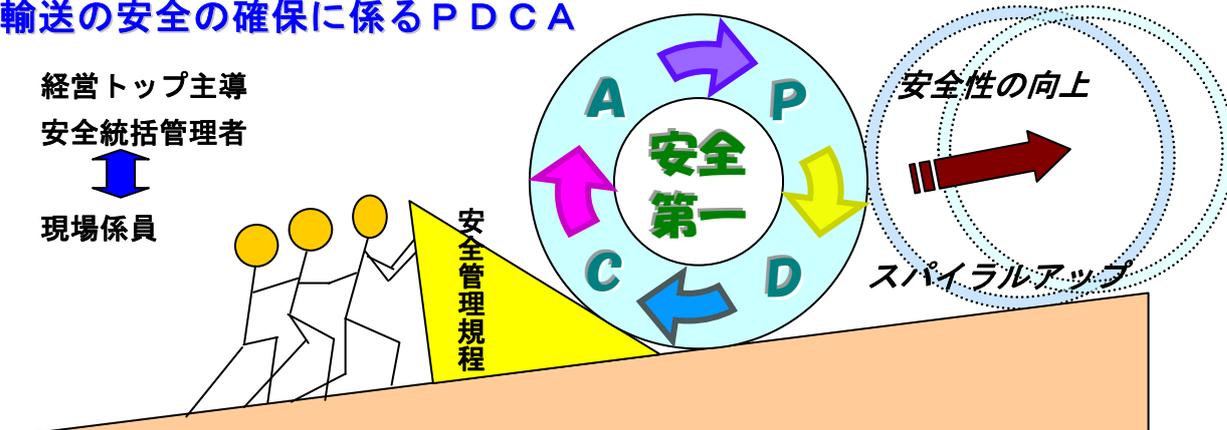
3-1 「安全最優先」意識の定着

(1) 安全意識の高揚

安全管理規定の安全に関する基本的方針「行動規範」、並びに2011年度安全方針である「安全最優先の職場風土の確立」を全社員が認識して実行できるよう、P（計画）－D（実行）－C（検証）－A（改善）サイクルによる教育指導を行うとともに、職場とのコミュニケーションを十分にとり、相互に「理解力」と「行動力」を発揮して事故が起こる前に問題解決に当たれる職場構築に努めています。

P l a n (計画)	従来の実績や将来の予測などをもとにして計画を作成する
D o (実行)	計画に沿って実施する
C h e c k (検証)	実施が計画に沿っているかどうかを検証する
A c t i o n (改善)	実施が計画に沿っていない部分を調べて改善をする

輸送の安全の確保に係るPDCA



(2) 社長及び安全統括管理者による現場巡視と意見交換会

組織内のコミュニケーションによって風通しの良い社内風土作りを推し進めるため、鉄道線と同様に、社長及び安全統括管理者が定期的に現場巡視を実施するとともに、巡視の際には「現業部門とのコミュニケーションの確保」と「安全最優先の意識の醸成」を目的として、意見交換会を実施しています。



(3) 安全基本方針の周知徹底

「安全行動規範カード」を作成し、社員等全係員に配布・携帯させるとともに、「安全行動規範」を職場に掲示し、安全基本方針の周知に努めています。

また、鉄道事業部内の会議・研修等においては、毎回、出席者全員で「安全行動規範」を唱和するとともに、安全基本方針の趣旨等について教育を行い、安全意識の高揚を図っています。

能勢電鉄株式会社

輸送の安全の確保に係る 行動規範

【安全輸送の確保】
協力一致して事故の防止に努め、旅客及び公衆に傷害を与えないように最善を尽くさなければならない。

【法令・規程の遵守】
輸送の安全に関する法令及び関連する規程（本規程を含む。以下「法令等」という。）をよく理解するとともにこれを遵守し、厳正、忠実に職務を、遂行しなければならない。

【安全輸送に関する状況の熟知】
常に輸送の安全に関する状況を理解するよう努めなければならない。

【確認励行・安全最優先】
作業にあたり、必要な確認を励行し、憶測による取扱いをしてはならない。またその取扱いに疑いのあるときは、最も安全と思われる取扱いをしなければならない。

【人命尊重】
事故が発生した場合、その状況を冷静に判断して速やかに安全適切な処置をとり、特に人命に危険が生じたときには、全力を尽くしその救助に努めなければならない。

【正確迅速な情報伝達】
作業にあたっては、関係者との連絡を緊密にして打合せを正確に行い、互いに協力しなければならない。

【継続的な改善・変革】
常に問題意識を持ち、安全管理規程並びに安全管理体制等、輸送の安全に係る業務上の改善を行わなければならない。
社 長

【安全管理規程の目的】
輸送の安全を確保するために遵守すべき事業の運営方針、事業の実施及び管理の体制、方法を定めることにより、安全管理体制を確立し、輸送の安全の水準の維持及び向上を図ることを目的とする。

【索道線 安全管理体制】

社 長

役員

鉄道事業部調査役
(安全統括管理者)

総務部長
(設備投資・財務・要員管理者)

鉄道事業部部长・調査役

土木課長

電気課長

車両課長

妙見営業課長 (専門役を含む)
(索道技術管理者)

妙見営業係長 (主任)
(索道技術管理員)

2010年4月1日

(4) 関係法令等の遵守の徹底

安全基本方針と関係法令の遵守の徹底を図るため、社長以下関係役職員に対して、職務内容に応じて、安全管理規程や関係法令等の教育を実施し、安全最優先の徹底を図っています。

(5) 文書管理及び記録の徹底

安全管理体制に関する文書の整備を行い、会議、教育、訓練等の必要な記録を作成するとともに、文書管理規程に基づいた適正な管理の徹底を図っています。

3-2 迅速な情報伝達と共有化の徹底、および双方向コミュニケーションの実践

(1) 「事故の芽」の報告の徹底と分析及びその対策

輸送の安全を脅かす「事故の芽」となる事例の抽出に努めるとともに、報告の徹底を図っています。抽出した事故の芽は、各部門において原因の分析と検証を行い、事故防止対策を検討し安全性の向上を図っています。

『事故の芽』について

当社では、「事故や輸送障害、災害、インシデントには至らないが、これらに発展する可能性がある軽微な事故、障害、故障、ヒヤリ・ハット及びリスク、気がかり事象等」を『事故の芽』と定義しています。

(2) 安全管理推進委員会等での取組み

運転事故、輸送障害、「事故の芽」情報等について、毎月定期的に開催する安全管理推進委員会（委員長：社長）並びに鉄道事業部連絡会議において報告を徹底し、情報の共有化を図っています。

また、安全管理推進委員会においては、各部門において検討した事故等の分析結果及び再発防止対策について審議し、具体的な対策を講じるなど、事故防止に取り組んでいます。

安全管理推進委員会



(3) 教育・訓練

事故防止と不測の事態・事故に備えるため、関係係員に対し計画的に教育・訓練を実施し、事故防止並びに人材の育成に努めています。



お客様の救助訓練



脱索事故復旧訓練

3-3 安全性向上施策の実践

(1) 安全管理推進委員会における安全性向上施策の実践

安全管理推進委員会では、輸送の安全に係る中期計画の検討及び各部門の安全計画や安全性向上活動について検証し、安全性の向上を図る施策を実践しています。また自社において発生した事故等については、原因分析のうえ各部門にて再発防止策を検討し、安全管理推進委員会において審議し、対策を講じることにしています。他社の事故についても、集約した情報をもとに、当社に關係する事項について対策を検討し、同種事故の防止を図っています。

(2) 安全対策

安全性の維持・向上のために、計画的に諸設備の点検・修理を行っています。

2010年度はリフトのモーターの絶縁更新工事やリフト案内用放送装置の改良工事を実施しました。



リフトモーターの絶縁更新



リフト放送装置

主な安全対策設備

名 称	機 能
非常停止ボタン	異常事態等発生時に、リフト乗降場に設置している非常停止ボタンを押すと、リフトの運転が停止します。



乗降場に設置の非常停止ボタン

名 称	機 能
脱索検出装置	索条（ワイヤーロープ）が受索輪（滑車部分）から外れた場合、それを検出して自動的にリフトの運転を停止させます。



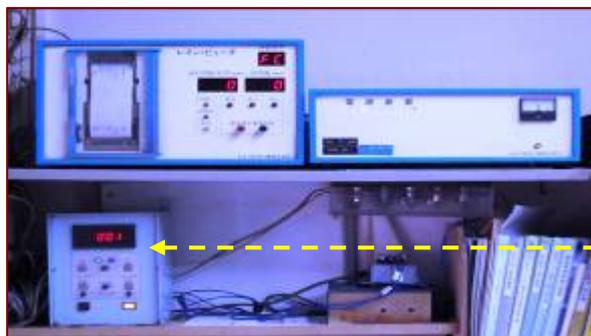
脱索検出装置



（３）防災対策

風速計、雨量計の受信機は妙見ケーブル・山上駅に設置し、常にその状況を監視して、必要に応じてリフトの運転停止や防災体制の発令を速やかに行い、安全運行に努めています。

また、自然災害に対する対策として、その被害を最小限にとどめるため、防災体制実施要綱を定め、気象状況に応じた体制の確保に努めています。



雨量計

風速計

（４）点検・整備

①定期検査

法定の技術基準に則り、１ヵ月検査および冬季の運休期間中に１２ヵ月検査を実施しています。

②始業点検

毎日の運行前には、搬器、ワイヤーロープ、支柱など諸設備の点検および試運転を実施しています。



3-4 人材育成および技術継承の推進

リフトをご利用になるお客様の安全輸送を確保するため、年間教育計画に基づく教育において知識や基本の動作を徹底して教育しており、また個人指導ではコミュニケーションにより信頼性を築き、マナーやルールについても教育指導を図っております。人材育成については教育・訓練等により、次世代の職場の核となる人材の育成と次世代まで必要とする技術・技能の継承に取り組んでおります。

4. 事故等の発生状況

4-1 索道運転事故

年 度	索道運転事故
2008年度	0件
2009年度	0件
2010年度	0件

4-2 インシデント（索道運転事故が発生するおそれがあると認められる事態）
過去3年間、インシデントはありませんでした。

4-3 行政指導等

過去3年間、国土交通省からの指導等はありませんでした。

5. お客様へのお知らせ

(1) リフト乗車時のお願い

- ①リフトにご乗車されるときは、係員が案内するまでお待ちください。
- ②乗車されるときは、係員の案内に従い順序よく所定の位置からご乗車ください。



乗降場所を示す目印

(2) リフト乗車中のご注意

- ①乗車中、故意にリフトの搬器（椅子）を大きく揺らすと、索条（ワイヤーロープ）が受索輪（滑車部分）から外れることがありますので、搬器を揺らしたり搬器から飛び降りたりしないでください
- ②乗車中にリフトが停止した場合は、係員の指示があるまでお待ちください。



6. 安全報告書等に対するご意見について

索道事業における安全報告書の内容や安全への取り組みに対するご意見、ご質問等は、下記へご連絡下さい。

担当部署	能勢電鉄株式会社 鉄道事業部 妙見営業課
住所	〒666-0121 川西市平野1丁目35番2号
電話	072(792)7716 (月～金の平日、9時00分～17時30分)
FAX	072(792)7730

